第８７号議案

志木市職員の給与に関する条例及び志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（志木市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　志木市職員の給与に関する条例(昭和３０年志木市条例第８号)の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に、「７，０５０円」を「７，５００円」に、「２，３５０円」を「２，５００円」に改める。

第１６条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１０６．２５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５（管理職手当を受ける職員にあつては、１００分の１０８．７５）」を加え、同条第３項中「１００分の６１．２５」と」の次に「、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」と」を加える。

第１７条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１２６．２５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（管理職手当を受ける職員にあつては、１００分の１２８．７５）」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の６１．２５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（管理職手当を受ける職員にあつては、１００分の６３．７５）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第３条、第３条の２関係）

職員の区 ＼ 職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級

分	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	

	28	245, 800	283, 200	316, 500	361, 800	388, 200	421, 700	469, 600	
	29	247, 100	284, 000	317, 700	363, 300	389, 600	422, 800	470, 300	
	30	248, 200	284, 800	318, 900	364, 900	390, 900	424, 000	471, 100	
	31	249, 300	285, 700	320, 100	366, 500	392, 100	425, 100	471, 500	
	32	250, 400	286, 400	321, 300	368, 100	393, 500	426, 200	472, 200	
	33	251, 500	287, 200	322, 500	369, 800	394, 600	426, 900	472, 700	
	34	252, 400	288, 000	323, 800	371, 600	395, 500	427, 600	473, 100	
	35	253, 300	288, 800	325, 200	373, 400	396, 500	428, 200	473, 500	
	36	254, 300	289, 400	326, 500	375, 200	397, 500	428, 900	473, 900	
	37	255, 300	290, 100	327, 800	376, 700	398, 300	429, 500	474, 300	
	38	256, 200	290, 900	329, 100	378, 100	399, 200	430, 100	474, 600	
	39	257, 100	291, 600	330, 400	379, 500	400, 100	430, 600	474, 900	
	40	257, 900	292, 300	331, 700	380, 900	400, 900	431, 000	475, 200	
	41	258, 700	293, 000	333, 100	382, 400	401, 700	431, 400	475, 500	
	42	259, 300	293, 800	334, 300	383, 200	402, 500	431, 600	475, 800	
	43	259, 900	294, 500	335, 500	384, 100	403, 300	431, 900	476, 100	
	44	260, 500	295, 200	336, 600	385, 100	404, 000	432, 200	476, 400	
	45	261, 100	295, 900	337, 500	386, 000	404, 700	432, 500	476, 700	
	46	261, 700	296, 600	338, 700	387, 100	405, 400	432, 800		
	47	262, 300	297, 300	339, 900	388, 000	406, 100	433, 100		
	48	262, 900	297, 900	341, 200	389, 000	406, 800	433, 400		
	49	263, 400	298, 600	342, 300	389, 900	407, 300	433, 600		
	50	264, 000	299, 300	343, 500	390, 600	407, 900	433, 900		
	51	264, 600	300, 000	344, 700	391, 300	408, 500	434, 100		
	52	265, 100	300, 700	345, 900	391, 900	409, 200	434, 400		
	53	265, 500	301, 200	347, 200	392, 300	409, 600	434, 600		
	54	265, 900	301, 900	348, 200	392, 900	410, 200	434, 900		
	55	266, 200	302, 500	349, 300	393, 500	410, 800	435, 200		
	56	266, 500	303, 200	350, 400	394, 200	411, 300	435, 500		
	57	266, 800	303, 800	351, 100	394, 500	411, 700	435, 700		

	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000			
定年	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
前再	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500			
任用	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700			
短時	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000			
間勤	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300			
務職	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500			
員以	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700			
外の	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000			
職員	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300			
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500			
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700			
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000			
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300			
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500			
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500						
	87	275,800	315,600	366,900						

	88	276, 100	315, 900	367, 300						
	89	276, 400	316, 200	367, 500						
	90	276, 700	316, 500	367, 900						
	91	277, 000	316, 800	368, 300						
	92	277, 300	317, 100	368, 700						
	93	277, 600	317, 300	368, 900						
	94		317, 500	369, 200						
	95		317, 800	369, 600						
	96		318, 200	369, 900						
	97		318, 400	370, 200						
	98		318, 700	370, 600						
	99		319, 000	371, 000						
	100		319, 400	371, 400						
	101		319, 600	371, 900						
	102		319, 900	372, 300						
	103		320, 200	372, 700						
	104		320, 500	373, 100						
	105		320, 700	373, 600						
	106		321, 000	374, 000						
	107		321, 300	374, 300						
	108		321, 600	374, 600						
	109		321, 800	375, 000						
	110		322, 100							
	111		322, 500							
	112		322, 800							
	113		323, 000							
	114		323, 200							
	115		323, 500							
	116		323, 900							
	117		324, 100							

	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400

第２条　志木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「単身赴任手当」の次に「、転居手当」を加える。

第１０条の２第２項第２号中「第１０条の４第１項」を「第１０条の５第１項」に改める。

第１０条の３第２項中「（市規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市規則で定める額を加算した額）」を削る。

第１０条の４を第１０条の５とし、第１０条の３の次に次の１条を加える。

（転居手当）

第１０条の４　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して市規則で定め

る基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして市規則で定める場合には、市規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が市規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、市規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた公署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として市規則で定める場合は、この限りでない。

２　転居手当の月額は、４３，０００円（単身赴任手当支給職員にあつては、１０５，０００円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて市規則で定める額とする。

３　第１項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として市規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、市規則で定める。

４　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

５　市規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつ

た者（任用の事情等を考慮して市規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして市規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、市規則の定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

６　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

７　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 異動等　公署を異にする異動又は職員の在勤する公署の移転

(2) 特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して市規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

(3) 往来距離　市規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

(4) 単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第１６条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１０６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５（管理職手当を受ける職員にあつては、１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．

５」とする。

第１７条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（管理職手当を受ける職員にあつては、１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の６１．２５）、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（管理職手当を受ける職員にあつては、１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改める。

（志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１７年志木市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額
１	４１９，０００円
２	４７０，０００円
３	５２５，０００円
４	５９３，０００円
５	６７７，０００円

第８条第１項の表を次のように改める。

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
給料月額	205,300 円	251,500 円	286,200 円	320,700 円	344,400 円

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の志木市職員の給与に関する条例（次項において「第１条改正後給与条例」という。）の規定及び第３条の規

定による改正後の志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の志木市職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の志木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条改正後給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（転居手当に関する経過措置）

４　第２条の規定による改正後の志木市職員の給与に関する条例（第１号において「第２条改正後給与条例」という。）第１０条の４の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第１項中「より、」とあるのは「より、令和９年４月以降、」と、「３年間」とあるのは「通算して３年を経過する月までの間」とする。

(1) 令和６年４月２日から第２条の規定の施行の日の前日までの間に異動等（第２条改正後給与条例第１０条の４第７項第１号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第２号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

(2) 第２条の規定の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、志木市職員の給与に関する条例第１０条の３第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

(3) その他前２号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員

（市規則への委任）

５　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

令和８年１１月２５日提出

志木市長　香　川　武　文

提　案　理　由

人事院勧告を踏まえた職員の給与の改定、転居手当の新設等をしたいので、地方公務員法第２４条第５項の規定により、この案を提出するものである。